

別記実施基準

超優秀雌牛導入実施基準

第1 目的及び内容

種雄牛の母牛として期待される超優秀繁殖雌牛（以下「超優秀雌牛」という。）を全国から計画的に導入すること及び高能力受精卵導入からの生産により、全国的に高い評価が得られるスーパー種雄牛を早期に造成することを目的とする。

第2 事業実施主体

- 1 本事業の実施主体は、以下のとおりとする。
 - (1) 市町村
 - (2) 農業協同組合
 - (3) その他和牛改良組合等、知事が適当であると認めた団体

第3 超優秀雌牛導入の実施基準

- 1 超優秀雌牛の導入に関する要件は、次に掲げるものとし、(1) から (3) のすべてを満たすこと。
 - (1) 導入した雌牛は、ゲノミック評価を実施すること。
 - (2) 導入した雌牛のゲノミック評価が高かった場合には、種雄牛造成のため計画交配及び受精卵の採取に協力すること。
 - (3) 導入時の月齢が概ね生後12か月齢未満であること。
- 2 所有者又は管理者

超優秀雌牛の所有者又は管理者は、農業者及び農業協同組合等であって、次に掲げるすべての要件に適合するものでなければならない。

 - (1) 優秀な繁殖雌牛の導入又は保留を積極的にすすめ、肉用牛改良基盤を強化し、その振興を図るものであること。
 - (2) 所有者が農業協同組合等であって、管理者が所有者と異なる場合、農業協同組合等は、管理者に対し、肉用牛の飼養管理技術、経営に関する指導を継続して行うことができること。
 - (3) 所有者又は管理者は、超優秀雌牛を満5歳齢に達するまで善良な飼育管理を行うこと。
 - (4) 所有者又は管理者が当該超優秀雌牛が満5歳齢に達するまでに、飼育管理を中止する場合は、交付を受けた超優秀雌牛導入に係る補助金相当額を事業実施主体に返還すること。

さらに、事業実施主体は、返還された補助金相当額を県に返還するものとする。

ただし、次の場合を除く。
 - ① 所有者又は管理者がやむを得ない事情により、所有者又は管理者を変更する場合。
 - ② 善良な飼育管理を行ったにもかかわらず、当該超優秀雌牛に盗難、失そう、疾病、死亡その他

の事故があった場合。

また、返還すべき金額は、次の算式により算出した額とする。

$$A = B \times (5 - C) / 5$$

A：事業実施主体に返還すべき金額

B：所有者が交付を受けた補助金相当額

C：超優秀雌牛の満年齢

なお、所有者又は管理者は、当該超優秀雌牛に盗難、失そう、疾病、死亡その他重要な事故があったときは、遅滞なくその状況を事業実施主体を経由して知事に報告しなければならない。

(5) 所有者が農業協同組合等であって、管理者が所有者と異なる場合、農業協同組合等は管理者と貸付契約を締結するものとする。

(6) 所有者又は管理者は、国際水準 GAP・美味しまね認証に係る取組の推進を図るため、「美味しまね認証の考え方に基づく「繁殖牛」の生産工程管理事項について（通知）」（令和元年7月1日付け畜第292号）に基づき実施すること。

3 計画交配

所有者又は管理者は、導入した超優秀雌牛のゲノミック評価が高かった場合には、知事が指定した種雄牛を計画交配し、受精卵の採取に協力するものとする。

なお、超優秀雌牛から計画的に生産された雌子牛は、原則として地域内へ保留するものとする。

第4 高能力受精卵導入の実施基準

1 高能力受精卵の導入に関する要件は、次に掲げるものとし、(1)から(4)のすべてを満たすこと。

(1) 導入した高能力受精卵は、原則、事業実施年度内に県内で移植すること。

(2) 当該高能力受精卵の移植により産子が生産された場合は、速やかに県に報告すること。

(3) 当該高能力受精卵の移植により生産された雌牛（以下、「高能力受精卵雌牛」とする。）は、ゲノミック評価を実施すること。

(4) 高能力受精卵雌牛のゲノミック評価が高かった場合には、種雄牛造成のため計画交配及び受精卵の採取に協力すること。

2 産子保留

(1) 当該高能力受精卵の移植により雌産子が生産された場合、原則として自家保留に努めること。

(2) 同一卵からの雌産子の場合、少なくとも1頭以上の保留その他は地域内への保留に努めること。

3 受精卵を移植した雌牛の所有者

受精卵を移植した雌牛の所有者は、国際水準 GAP・美味しまね認証に係る取組の推進を図るため、「美味しまね認証の考え方に基づく「繁殖牛」の生産工程管理事項について（通知）」（令和元年7月

1日付け畜第292号)に基づき実施すること。

第5 事業の実施手続き

1 超優秀雌牛導入計画

事業実施主体は、交付要綱第3の規定に基づき、超優秀雌牛導入実施計画書(別記様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 超優秀雌牛導入実施計画の変更

事業実施主体は、超優秀雌牛導入実施計画書に記載された事項のうち、助成対象頭数を変更しようとする場合は、交付要綱第4の規定に基づき、超優秀雌牛導入変更実施計画書(別記様式第2号)を知事に提出しなければならない。

第6 事業実績等の報告

本事業の実績報告は、以下により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、交付要綱第7の規定に基づき、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は事業実施年度の末日のいずれか早い日までに、超優秀雌牛導入実績報告書(別記様式第3号)を知事に提出しなければならない。

第7 飼育管理状況の報告

1 繁殖状況調査表の提出

所有者又は管理者は、当該超優秀雌牛を導入した年度の翌年度から5年間、繁殖状況調査表(別記様式第4号)を事業実施主体に提出しなければならない。また、提出期限は、4月末日とする。

2 飼育管理状況の報告

事業実施主体は、1により提出された繁殖状況調査表を取りまとめ、超優秀雌牛飼育管理状況報告書(別記様式第5号)により、毎年度5月末日までに知事に提出しなければならない。

第8 その他

- 1 県は事業実施主体に対し、この事業の実施に必要な経費(事業実施主体が補助する場合における当該補助に要する経費。ただし、所有者が農業協同組合等である場合は、農業協同組合等が管理者と契約を締結し、管理者へ補助する場合に限って対象とする。)について予算の範囲内において補助するものとする。
- 2 この実施基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

第9 事業の実施期間

令和2～6年度とする。

附 則 この実施基準は、令和 2 年 5 月 1 日から実施する。

附 則 この実施基準は、令和 4 年 1 0 月 1 日から実施する。

超優秀雌牛導入実施計画書

番 号
年 月 日

島根県知事様

市町村長又は農業協同組合長等名 印

このことについて事業を実施したいので、種雄牛造成強化事業超優秀雌牛導入支援対策補助金交付要綱第3の規定に基づき申請します。

1. 事業目的

2. 事業内容

(1) 具体的な取組事項

(2) 超優秀雌牛導入計画

(単位：頭、千円)

繁殖雌牛 飼育戸数		繁殖雌牛 飼育頭数		超優秀雌牛導入計画	
現況	計画 (3年後)	現況	計画 (3年後)	当該年度計画	
				補助対象頭数	補助金額

(3) 高能力受精卵導入計画

(単位：個、千円)

受精卵		受精卵個数	補助金額
種雄牛名号	供卵牛名号		

超優秀雌牛導入変更実施計画書

番 号
年 月 日

島根県知事様

市町村長又は農業協同組合長等名 印

令和〇年〇月〇日付け〇第〇〇〇号で承認通知のあった事業実施計画について、下記のとおり変更したいので、種雄牛造成強化事業超優秀雌牛導入支援対策補助金交付要綱第4の規定に基づき申請します。

1. 変更理由

2. 事業目的

3. 事業内容

(1) 具体的な取組事項

(2) 超優秀雌牛導入計画

(単位：頭、千円)

繁殖雌牛 飼育戸数		繁殖雌牛 飼育頭数		超優秀雌牛導入計画	
現況	計画 (3年後)	現況	計画 (3年後)	当該年度計画	
				補助対象頭数	補助金額

(3) 高能力受精卵導入計画

(単位：個、千円)

受精卵		受精卵個数	補助金額
種雄牛名号	供卵牛名号		

超優秀雌牛導入実績報告書

番 号
年 月 日

島根県知事様

市町村長又は農業協同組合長等名 印

このことについて事業の実施結果を、種雄牛造成強化事業超優秀雌牛導入支援対策補助金交付要綱第7の規定に基づき報告します。

1 超優秀雌牛導入実績

(単位：頭、千円)

補助対象頭数	補助金額

2 対象牛一覧表

※別記様式第6号を添付すること。

3 高能力受精卵導入実績

(単位：個、千円)

補助対象個数	補助金額

4 移植実績一覧表

※別記様式第7号を添付すること

別記様式第4号

令和〇年度超優秀雌牛繁殖状況調査表

市町村长又は農業協同組合長等様

所有者（管理者）住 所
氏 名

超優秀雌牛導入実施基準第7の1の規定に基づき、令和〇年度における繁殖状況を報告します。

記

1 超優秀雌牛

名 号	生年月日	登録番号	個体識別番号

2 繁殖成績の記録

産 次		初産	2産	3産	〇産
分娩年月日					
産 子	性 別				
	登録番号				
	個体識別番号				
	販売年月日				

3 受精卵採取の記録

受精卵採取年月日	交配種雄牛	受精卵採取個数

年月日	管理の記録（疾病、事故等、獣医師の受診）

別記様式第5号

令和〇年度超優秀雌牛飼育管理状況報告書

番 号
年 月 日

島 根 県 知 事 様

市町村長又は農業協同組合長等名 印

超優秀雌牛導入実施基準第7の2の規定に基づき、令和〇年度における飼育管理状況等を報告します。

記

1 超優秀雌牛飼育管理状況

令和〇年3月31日現在

所有者又は 管理者氏名	雌牛名号	登録番号	個体識別番号	繁 殖 状 況				事 故 の 概 要			
				最終分娩 年月日	産次	性別	最終授精 年月日	種 類	原 因	年 月 日	処 理

※別記様式第4号の写しを添付すること